

令和3年11月26日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度11月総会を日置市吹上支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 1号 農地等の現況に係る報告審議について	( 1件)
議案第40号 農業振興地域整備計画変更審議について	( 2件)
議案第41号 農地法第3条許可申請書審議について	(17件)
議案第42号 農地転用事業計画変更申請書審議について	( 1件)
議案第43号 農地法第5条許可申請書審議について	( 9件)
議案第44号 非農地証明願出書審議について	( 2件)
議案第45号 農用地利用集積計画審議について	(41件)

〈 出席委員 〉 (17人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	
	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (1人)

3番 池畑 正治 4番 日高 格一

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 佐藤 洋三		22番 松崎 秀樹	
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

21番 東峯 満 23番 下池 健悟

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和3年度11月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、推進委員が13名出席しております。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。  
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、18番末永義弘委員と19番春成勝美委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。  
番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。  
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。  
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

19番 報告第1号の番号1について報告いたします。  
令和3年11月8日、私と副の地頭所委員は事務局職員と現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
現況地目については原野の状況であるが、平成21年に道路として転用許可後に、土砂も搬入し道路として使用していたため道路と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第1号農地等の現況に係る報告審議を終わります。

会長 次に、日程第2、議案第40号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁をご覧ください。2件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1及び番号2の種別は除外です。  
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第40号の番号1について報告いたします。  
令和3年11月25日、私と東市来地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるか否かについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

6番 議案第40号の番号2について報告いたします。

令和3年11月25日、私と東市来地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるか否かについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

5番 目的が、工場用地とされていますが、何を作っているのですか。

6番 焼豚です。

会長 よろしいですか。他にご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第40号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第40号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第4、議案第41号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第41号、農地法第3条許可申請書審議について説明させていただきます。

資料の6頁から27頁をご覧ください。17件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,328㎡、作物は水稻です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,890㎡、作物はお茶です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は17,551㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は賃貸借権設定、権利取得後の経営面積は17,032㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,280㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,297㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は使用貸借権設定、権利取得後の経営面積は2,640㎡、作物は野菜です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,522㎡、作物は水稻です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は16,408㎡、作物は水稻です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,142㎡、作物は水稻です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,023㎡、作物は野菜です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,422㎡、作物は野菜です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は980㎡、作物は野菜です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,819㎡、作物は水稻です。

番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は979㎡、作物は水稻です。

番号16の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,777㎡、作物は水稻です。  
番号17の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,106㎡、作物は野菜です。  
以上、計17件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

26番 議案第41号の番号1について報告いたします。

令和3年11月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

22番 議案第41号の番号2について報告いたします。

令和3年11月22日、私と正の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第41号の番号3について報告いたします。

令和3年11月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第41号の番号4について報告いたします。

令和3年11月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第41号の番号5について報告いたします。

令和3年11月23日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第41号の番号6について報告いたします。

令和3年11月23日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第41号の番号7について報告いたします。

令和3年11月23日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第41号の番号8について報告いたします。

令和3年11月21日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第41号の番号9について報告いたします。

令和3年11月21日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第41号の番号10について報告いたします。

令和3年11月21日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第41号の番号11について報告いたします。

令和3年11月22日、私と副の西園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第41号の番号12について報告いたします。

令和3年11月19日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第41号の番号13について報告いたします。

令和3年11月19日、私と副の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第41号の番号14について報告いたします。

令和3年11月23日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第41号の番号15について報告いたします。

令和3年11月22日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第41号の番号16について報告いたします。

令和3年11月22日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第41号の番号17について報告いたします。

令和3年11月22日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第41号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

10番 番号14の譲受人は、議案第45号と合わせると約8反歩の農地を一度に取得されるようですが、農業の経験がある方ですか。

15番 譲受人の父親の農業を週3日ほど手伝っており、2・3年後には、こちらに住む計画と聞きました。

会長 よろしいですか。他にご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第41号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第41号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第42号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

なお、日程第6、議案第43号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1と関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の28頁をご覧ください。

番号1は、30頁の議案第43号農地法第5条許可申請書審議の番号1と関連がありますので、一括して説明いたします。

本申請は、「平成17年4月26日付指令農振第5号54」で農地法第5条の規定により許可を受

けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初計画者は、申請地に自己所有の一般住宅を建築予定でありましたが、着工前に生まれてきた子供が障害児であったため、その後の生活を考えると申請地での生活は困難であると判断され、その後、不動産業者へ相談されていたそうです。また事業承継者が、自己所有の住宅を作りたいとのことで不動産業者へ相談されたところ、今回の申請地を紹介され、職場にも近く住居環境が良好なこの申請地に自己所有の住宅を建築することとなったため、事業計画変更するものです。

以上、計1件、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

26番 議案第42号の番号1と議案第43号の番号1については、一括して報告いたします。

令和3年11月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第42号と議案第43号の番号1の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第42号と議案第43号の番号1の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第42号と議案第43号の番号1の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第43号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の30頁をご覧ください。番号1以外の8件について説明いたします。

番号2及び番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、現場事務所、駐車場、権利種別は賃借権設定です。

番号5の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、現場事務所、資材置場、権利種別は賃借権設定です。

番号8の転用目的は、墓地、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、チップ材置場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号4及び番号7については、工事に伴う一時転用で、期間は12月から令和4年3月末ま

です。

番号6については、既に転用済みのため始末書が添付されております。番号8についても転用済みで墓を作られておりましたが、現在は納骨堂へ改葬済みで、その後セメント舗装された状態となっているため始末書が添付されております。

以上、番号1を除く計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長  
2番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第43号の番号2について報告いたします。

令和3年11月19日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第43号の番号3について報告いたします。

令和3年11月19日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第43号の番号4について報告いたします。

令和3年11月22日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第43号の番号5について報告いたします。

令和3年11月19日、私と副の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第43号の番号6について報告いたします。

令和3年11月23日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第43号の番号7について報告いたします。

令和3年11月23日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第43号の番号8について報告いたします。

令和3年11月19日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 19番 議案第43号の番号9について報告いたします。  
令和3年11月22日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。  
議案第43号の番号1以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。  
何かご質疑等は、ございませんか。
- 5番 番号6の譲受人の住所が岡山県ですが、完成後の太陽光発電施設の管理は、どうされるのですか。  
管理についての調査をする必要があるのではないのでしょうか。私の知る太陽光発電施設には、フェンスもなく、管理がなされてなく、苦情が寄せられています。
- 15番 管理については、聞き取りを行っていません。
- 10番 以前担当した別の太陽光発電施設の現地調査の際に、その譲受人も県外の方でした。管理は、こちらの業者と契約していると聞きました。
- 5番 そのように管理についての契約があるといいのですが。それとフェンス設置は義務付けられているのですか。
- 会長 事務局で、管理についてとフェンス設置の義務について、調査し、報告するようにしてください。  
会長 他にご質疑等ございませんか。  
議場 [質問・意見等なし]  
会長 質疑等ございませんので、議案第43号の番号1以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
議場 [賛成多数]  
会長 賛成多数です。議案第43号の番号1以外の案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第7、議案第44号「非農地証明願出書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の41頁をご覧ください。2件です。  
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。  
番号1及び番号2は、20年以上経過した宅地です。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 8番 議案第44号の番号1について報告いたします。  
令和3年11月19日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。  
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第44号の番号2について報告いたします。  
令和3年11月21日、私と副の迫委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。  
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第44号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第44号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第45号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の番号4です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。  
面積について、田はなし、畑は3,034㎡、計3,034㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第45号の横山委員が関係する利用権設定の番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第45号の横山委員が関係する利用権設定の番号4の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁から49頁の間にあります、番号7、番号13、番号14、番号15、番号16、50頁の農地中間管理事業分の番号1、番号2、番号3、番号4です。貸借です。

面積について、田は7,458㎡、畑は3,250㎡、計10,708㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は9件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第45号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号7、番号13から番号16、農地中間管理事業分の番号1から番号4までの9件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第45号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号7、番号13から番号16、農地中間管理事業分の番号1から番号4までの9件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号8、52頁から53頁の間にあります農地中間管理事業分の番号15、番号16、番号17、番号18、番号19です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田は2,981㎡、畑は5,357㎡、計8,338㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は6件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第45号の東委員が関係する番号8、農地中間管理事業分の番号15から番号19までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第45号の日高委員が関係する番号8、農地中間管理事業分の番号15から番号19までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 51頁から54頁の間にあります農地中間管理事業分の番号6、番号7、番号8、番号9、番号10、番号11、番号12、番号14、番号22です。貸借です。

この案件につきましては、春成委員が借人と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は10,935㎡、計10,935㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は9件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第45号の春成委員が関係する農地中間管理事業の番号6から番号12まで、番号14及び番号22の9件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第45号の春成委員が関係する農地中間管理事業の番号6から番号12まで、番号14及び番号22の9件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 議案第45号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の44頁です。売買です。

面積について、田はなし、畑は617㎡、計617㎡、利用権設定件数は1件です。

次に、利用権設定分です。資料の45頁から49頁です。貸借です。

面積について、田は5,240㎡、畑は5,921㎡、計11,161㎡、うち再設定面積は3,029㎡、利用権設定件数は9件、うち再設定件数は2件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の50頁から54頁です。貸借です。

面積について、田は6,705㎡、畑は2,847㎡、計9,552㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は6件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第45号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第45号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理に申し上げます。

2番 令和3年度11月総会を閉会します。

( 閉会 10時30分 )

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 .....

18番 .....

19番 .....